

北学園 PTA 慶弔規定

第1章（慶事の部）

第1条 会員のうち、在職教員の慶事について、慶意を表すが、金品をもってしない。

第2章（弔事の部）

第2条 死亡弔慰

会員に次の各項に示すような事があった場合には、下記の方法で弔意を表す。

1 会員（児童生徒の保護者）が死亡した場合

会員が死亡した時は、会員代表がまず弔問し、後会葬する。なお、弔問は 2,000 円、香典は 5,000 円とする。

2 教職員が死亡した場合

教職員が死亡した場合は、弔問は 2,000 円、香典は 5,000 円を贈り、代表者が会葬する。ただし、距離、季節によって変更することがある。

3 北学園在籍児童生徒が死亡した場合

児童生徒が死亡した場合は、会員代表がまず弔問し、代表者及び当該学級委員が会葬する。なお、弔問は 2,000 円、香典は 5,000 円とする。

第3条 災害見舞い

会員に不慮の災害があった場合には、その都度執行部役員と学園で協議の上、決定する。

第4条 その他の死亡にあっては、執行部役員と学園の協議により決定する。

第3章（その他）

第5条 特段の事情により、本規定の事項以外に慶弔見舞いが必要な場合は、執行部役員と学園の協議の上、決定する。

学年、学級単位による慶弔慰はしない事とする。

第6条 本規定で、慶弔慰を受けたもの及びその家族は、一切返礼をしないものとする。

附 則 この規定は、令和5年4月1日より施行する。